

○羽村市町内会等遊び場管理費助成金交付要綱

平成 5 年12月 9 日羽市市発第8316号

改正

平成12年 3 月15日羽企コ発第12165号

平成13年 2 月19日羽企コ発第11141号

平成21年12月10日羽総生発第11391号

平成23年 9 月 1 日羽総地発第6985号

令和 4 年 3 月31日羽市地発第19072号

令和 8 年 2 月 9 日羽市地発第14694号

羽村市町内会等遊び場管理費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の町内会・自治会が設置し、又は管理している遊び場（以下「遊び場」という。）の管理を徹底するため、当該遊び場の管理等に要する経費の一部を市が助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(遊び場の条件)

第2条 助成の対象となる遊び場は別表第1のとおりとし、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。ただし、市長が助成の対象とする必要があると認める遊び場については、この限りでない。

- (1) 土地所有者の承認を得て設置した遊び場であること。
- (2) 遊び場の面積が原則として100平方メートル以上のものであること。
- (3) 遊び場として、適正な管理が行われていること。

(助成金の額)

第3条 助成金は、毎年度予算の範囲内において、均等割・面積割及び施設割基準として交付する。

2 前項に定める均等割・面積割及び施設割の交付基準は、次のとおりとする。

- (1) 均等割は、毎年度の4月1日現在に遊び場を設置している、町内会・自治会当たり31,000円とする。
- (2) 面積割は、毎年度の4月1日現在の各遊び場面積に、25円を乗じて算出した額とする。
- (3) 施設割は、毎年度の4月1日現在の各遊び場に設置されている設備遊具の評点数に、1,400円を乗じて算出した額とする。

3 前項第3号の設備遊具の評点数は、別表第2のとおりとする。

4 助成金に、1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

5 年度途中で廃止される遊び場については、交付額の月割計算をして管理期間外に相当する額は返還を命ずることができる。

(使途の範囲)

第4条 助成金は、遊び場の維持管理に要する経費に使用し、それ以外の用途に使用してはならない。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする管理者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他必要とする書類

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条による申請があつた場合、関係書類を審議のうえ、適正と認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項により助成金の交付を決定したときは、速やかにその旨を管理者に通知するものとする。

(助成金の支払い等)

第7条 管理者は、前条の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、助成金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 助成金の交付を受けた管理者は、遊び場を設置している町内会・自治会の会計年度終了後、速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

(3) その他必要とする書類

(調査等)

第9条 市長は、前条により提出された報告書等について、さらに必要があると認めたときは、職員をして関係書類・その他必要な事項を調査させることができる。

(助成金の返還等)

第10条 市長は、助成金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は市長の指示に従わなかったときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は交付した助成金の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は羽村市補助金等交付規則（昭和52年規則第10号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年羽企コ発第12165号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成13年羽企コ発第11141号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成21年羽総生発第11391号）

この要綱は、平成21年12月10日から施行する。

付 則（平成23年9月1日羽総地発第6985号）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

付 則（令和4年3月31日羽市地発第19072号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和8年2月9日羽市地発第14694号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和8年4月1日を交付の基準日とする助成金から適用し、同日前の日を交付の基準日とする助成金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

町内会・自治会名	土地の表示地番	地積
本町第一町内会	羽村市羽東1-131-1	135.00m ²
本町第三町内会	羽村市羽東1-283-4	130.67m ²
上水通り町内会	羽村市玉川2-5-34	136.00m ²

別表第 2（第 3 条関係）

設備遊具の名称	評点
すべり台	4 点
ブランコ	3 点
ラダー・スプリング遊具・砂場	2 点